

公園の使用方法について

最終更新日:令和8年 8 月 26 日

1. 申請が必要な行為・占用及び使用料金

下記の行為のため公園を使用する場合は、市への申請手続きが必要になり、原則使用料が発生します。

【行為】

区分		単位	使用料
行商、募金、出店など	面積による	1㎡1日につき	88円
	面積によりがたい	1人1日につき	1,100円
業務上の写真または映画撮影	面積による	1㎡1日につき	88円
	面積によりがたい	1回1日につき	1,100円
興行をすること	面積による	1㎡1日につき	44円
	面積によりがたい	1回1日につき	1,650円
競技会、展示会、博覧会 集会、撮影会など	面積による	1㎡1日につき	33円
	面積によりがたい	1回1日につき	1,650円

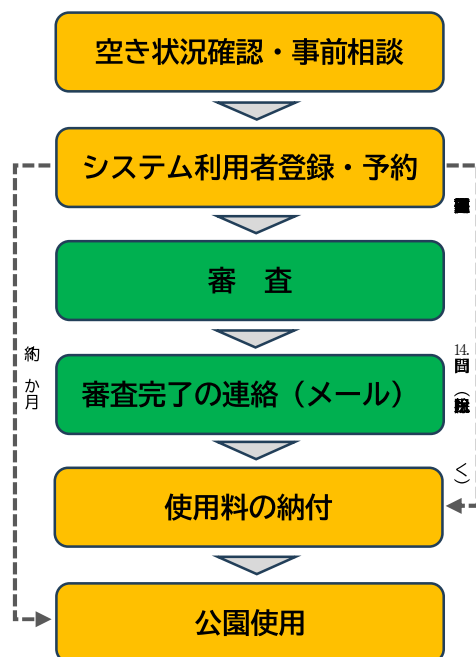
【占用(テント等の動かしがたい物を設置する場合)】

区分	単位	使用料
行商、募金、出店など	1㎡1月につき	33円
業務上の写真または映画撮影		
興行をすること	1㎡1月につき	44円
競技会、展示会、博覧会 集会、撮影会など	1㎡1月につき	22円

※占用する物の総面積で計算します。

※1月に満たない場合は1月に切り上げて計算します。

2. 使用までの流れ



※利用の事前相談を希望される方は、使用希望日の1か月以上前までにご相談ください(電話でも可)

※使用希望日の14営業日前までに予約(申請)してください

○1年先の月まで予約可能です。

(例)令和8年6月20日を使用する場合→令和7年6月1日から予約可能

申請者の手続き

市の手続き

3. 申請方法

【WEB 申請】

オンラインで24時間、空き状況の確認、予約(申請)、使用料のお支払いができる「公園・施設予約システム」が2026年2月2日からスタートしました。下記のリンクからご申請ください。



URL:<https://shizuoka-city-park.comp-re.com>

4. 公園使用にあたっての注意事項

【申請に関すること】

- 公園の使用にあたっては、他の利用者との重複を避けるため、事前に公園・施設予約システムで仮予約をお願いいたします。
- 仮予約後、使用内容の詳細や企画書等を作成し、使用希望日の 14 営業日前までに申請を完了してください。イベントでの利用については、審査によってレイアウトや運営等について変更を求める場合がありますので、余裕をもってご提出ください。なお、期限を過ぎた申請は許可できません。
- 昨今、申請期限を経過した状態での公園の使用相談が急増しており、対応に苦慮しております。他の申請者との公平性を保つためにも、期限を逸脱したご相談はお控えいただきますようお願いいたします。
- **公園を使用する前日までに使用料をお支払いください。**
- 催しごとのために公園を使用する場合は、[公園・施設予約システム申請フォーム](#)での本申請手続きの際に「静岡市都市公園の使用にあたっての注意事項(チェックリスト)」をご記入の上、提出してください。
- 駿府城公園をご利用の際は、事前に全管理施設にイベントの詳細をご連絡ください。また、やむを得ず通行止めにはせざるを得ない場合はその旨もお伝えください。
坤櫓：054-266-7205 紅葉山庭園、東御門・巽櫓：054-251-0016
- 青葉緑地Bブロックをご使用される場合、「静岡市都市公園の使用にあたっての注意事項(チェックリスト)」に加え、周辺関係者の「承諾書」を提出していただく必要があります。「承諾書」の様式は、緑地政策課の窓口かメールでお渡しいたしますのでご連絡ください。「承諾書」は周辺関係者の署名を集めていただいた後、[公園・施設予約システム申請フォーム](#)での本申請手続きの際に添付してください。
- 常磐公園又は青葉緑地Cブロックをご使用される場合、同意書(チェックリスト)を提出する必要があります。同意書をダウンロードいただき、チェックとイベントに関する情報をご記入いただいた後、[公園・施設予約システム申請フォーム](#)での本申請手続きの際に添付してください。
また、許可後、常磐公園噴水前広場(入口付近)と自由広場(玄南通り側)の掲示板に、許可内容、

使用日時、責任者及び苦情が発生した場合の連絡手段を明記したチラシを掲示してください(1 団体各箇所につき本同意書を含めて A4 用紙 2 枚まで貼ることができます)。

【使用に関すること】

- 使用当日は許可書を携帯してください。
 - 車止めを外して設営・準備の為の運搬車両等を持ち入れる際は、事前に窓口(平日 8:30~17:15)で車止めの鍵を借用してください。(葵区・駿河区の公園を使用する場合は緑地政策課に、清水区の公園を使用する場合は清水まちづくり推進課にお越しください)
 - 申請書提出後に申請者の都合(天候不良を含む)で公園の使用を取りやめた場合、原則使用料の還付・取消は行いません。
 - 一般利用者の迷惑となる行為はおやめください。
 - 公園使用中の事故、苦情等については、申請者の責任で対応してください。
 - 公園の土地及び施設を損傷または汚損した場合、原因者の負担で修復してください。
- 指定された場所以外へ自転車等を持ち入れ、又は停めておくことは禁止されています。また、一般車両の駐車場として公園を使用することもできません。
 - 昨今周辺住民や公園利用者の方から、イベント開催時における騒音の相談が多く寄せられています。
「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、音の発生源から 10m の地点で騒音計を使って常時計測し、騒音が次に掲げる基準値を超えないようにして下さい。
 - ・第 1 種区域※1 55db 以下 ・第 2 種区域※2 60db 以下
 - ・第 3 種区域※3 70db 以下 ・第 4 種区域※4 75db 以下また、苦情があった場合には、相手方に測定値を提示するとともに速やかに対応してください。

※ご使用される公園がどの区域に該当するかは「しずマップ」でご確認ください。



URL:<https://city.shizuoka.geocloud.jp/webgis/?z=15&ll=34.974964%2C138.383896&t=dm&mp=300&op=70&vlf=00001f>

※1 第 1 種区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域

※2 第 2 種区域:第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域

※3 第 3 種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域

※4 第 4 種区域:工業地域、工業専用地域

【その他】

- 許可条件に違反したと認められるときは、使用許可を取り消す場合があります。その際に発生した損害については補償いたしかねます。

5. 問合せ先

【葵区・駿河区の公園について】

担当:都市局 都市計画部 緑地政策課 公園活用係

所在地:〒420-8602

静岡市葵区追手町 5 番 1 号（市役所静岡庁舎新館 7 階）

電話:054-221-1107

ファックス:054-221-1294

メールアドレス:ryokuchi@city.shizuoka.lg.jp

【清水区の公園について】

担当:都市局 都市計画部 清水まちづくり推進課 清水公園管理係

所在地:〒424-8701

静岡市清水区旭町 6 番 8 号（市役所清水庁舎9階）

電話:054-354-2272

ファックス:054-352-9454

メールアドレス:smz-machidukuri@city.shizuoka.lg.jp

この案内は、都市公園法、静岡市都市公園条例及び静岡市都市公園条例施行規則に基づき作成しています。